

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例 平成14年9月25日条例第5号</p> <p><b>【省略】</b> (開発基準の適合審査)</p> <p>第25条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該計画の内容が、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合しているかどうかを審査するものとする。</p> <p>(1) 別表第1第1項及び第2項に掲げる開発事業 第30条、第31条第1項第1号及び第5号、第32条から第38条まで、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1号、第42条、第43条第2項及び第4項、第44条第1項及び第3項、第46条、第46条の2、第47条第1項並びに第48条から第56条までに規定する基準</p> <p>(2) 別表第1第3項及び第4項に掲げる開発事業 第30条、第31条第1項第1号及び第5号、第37条、第39条第1項、第40条第1項、第43条第2項及び第4項並びに第44条第1項及び第3項に規定する基準</p> <p>(3) 別表第1第5項に掲げる開発事業 第32条、第37条、第39条第1項、第40条第1項、第44条第1項、<u>第45条</u>に規定する基準</p> <p>(4) 別表第1第6項に掲げる開発事業 第35条、第37条、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1号、第44条第1項、第45条の2に規定する基準</p> <p><b>【省略】</b> (ワンルーム建築物に関する基準)</p> <p>第45条の2 ワンルーム建築物に関する基準については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 1区画の専有面積は、25平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 居室の天井高は、2.3メートル以上とすること。</p>	<p>○鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例 平成14年9月25日条例第5号</p> <p><b>【省略】</b> (開発基準の適合審査)</p> <p>第25条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該計画の内容が、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合しているかどうかを審査するものとする。</p> <p>(1) 別表第1第1項及び第2項に掲げる開発事業 第30条、第31条第1項第1号及び第5号、第32条から第38条まで、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1号、第42条、第43条第2項及び第4項、第44条第1項及び第3項、第46条、第46条の2、第47条第1項並びに第48条から第56条までに規定する基準</p> <p>(2) 別表第1第3項及び第4項に掲げる開発事業 第30条、第31条第1項第1号及び第5号、第37条、第39条第1項、第40条第1項、第43条第2項及び第4項並びに第44条第1項及び第3項に規定する基準</p> <p>(3) 別表第1第5項に掲げる開発事業 第32条、第37条、第39条第1項、第40条第1項、第44条第1項<u>及び</u>第45条に規定する基準</p> <p>(4) 別表第1第6項に掲げる開発事業 第35条、第37条、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1号、第44条第1項、第45条の2 <u>及び第51条</u>に規定する基準</p> <p><b>【省略】</b> (ワンルーム建築物に関する基準)</p> <p>第45条の2 ワンルーム建築物に関する基準については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 1区画の専有面積は、25平方メートル以上とすること。</p> <p>(2) 居室の天井高は、2.3メートル以上とすること。</p>

改正前					改正後				
<p>(3) 住戸（管理人室を除く。以下同じ。）が25戸以上のときは、次のとおりとすること。</p> <p>ア 管理人室を設けること。ただし、ワンルーム建築物に係る管理業務を的確に遂行できる体制が整備されていると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>イ 10パーセント以上の住戸について、専有面積が40平方メートルを超える住戸とするよう努めること。</p> <p><u>ウ 規則で定める基準により管理運営上の措置をすること。</u></p> <p>【省略】</p> <p>別表第1（第3条）</p>					<p><u>(3) 規則で定める基準により管理運営上の措置をすること。</u></p> <p><u>(4) 住戸（管理人室を除く。以下同じ。）が25戸以上のときは、次のとおりとすること。</u></p> <p>ア 管理人室を設けること。ただし、ワンルーム建築物に係る管理業務を的確に遂行できる体制が整備されていると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>イ 10パーセント以上の住戸について、専有面積が40平方メートルを超える住戸とするよう努めること。</p> <p>【省略】</p> <p>別表第1（第3条）</p>				
	行為	建物用途	地域	関係条項		行為	建物用途	地域	関係条項
1	500平方メートル以上の土地に関する特定斜面地の宅地造成	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ア)	1	500平方メートル以上の土地に関する特定斜面地の宅地造成	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ア)
	500平方メートル以上の土地に関する斜面地建築物の建築	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(イ)		500平方メートル以上の土地に関する斜面地建築物の建築	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(イ)
			風致地区内のすべての地域、風致地区外の第一種低層住居専用地域、商業系地域及び工業系地域を除くすべての地域	(ウ)				風致地区内のすべての地域、風致地区外の第一種低層住居専用地域、商業系地域及び工業系地域を除くすべての地域	(ウ)

改正前				改正後					
	500平方メートル以上の土地に関する開発行為又は建築	すべて	すべての地域	(エ)		500平方メートル以上の土地に関する開発行為又は建築	すべて	すべての地域	(エ)
	500平方メートル以上の土地に関する再開発型開発行為 (区画の変更をした後に500平方メートル以上の区画がある場合に限る。)	すべて	すべての地域	(エ)		500平方メートル以上の土地に関する再開発型開発行為 (区画の変更をした後に500平方メートル以上の区画がある場合に限る。)	すべて	すべての地域	(エ)
	500平方メートル以上の土地に関する再開発型開発行為 (前号に該当する場合を除く。)	すべて	すべての地域	(オ)		500平方メートル以上の土地に関する再開発型開発行為 (前号に該当する場合を除く。)	すべて	すべての地域	(オ)
2	建築物の高さが12メートルを超えるもの又は階数が4以上のものの建築	共同住宅	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)	2	建築物の高さが12メートルを超えるもの又は階数が4以上のものの建築	共同住宅	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)
	建築物の高さが12メートルを超え15メートル未満のもの又は階数が4のものの建築	共同住宅	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(キ)		建築物の高さが12メートルを超え15メートル未満のもの又は階数が4のものの建築	共同住宅	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(キ)
		共同住宅以外	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くす	(キ)			共同住宅以外	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くす	(キ)

改正前				改正後					
	建築物の高さが15メートル以上のもの又は階数が5以上のものの建築	共同住宅	すべての地域 区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)	建築物の高さが15メートル以上のもの又は階数が5以上のものの建築	共同住宅	すべての地域 区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)	
		共同住宅以外	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)		共同住宅以外	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)	
	建築物の高さが15メートルを超え18メートル未満のもの又は階数が5のものの建築	共同住宅以外	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(キ)	建築物の高さが15メートルを超え18メートル未満のもの又は階数が5のものの建築	共同住宅以外	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(キ)	
	建築物の高さが18メートル以上のもの又は階数が6以上のものの建築	共同住宅以外	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)	建築物の高さが18メートル以上のもの又は階数が6以上のものの建築	共同住宅以外	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)	
3	300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する特定斜面地における宅地造成	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ク)	3	300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する特定斜面地における宅地造成	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ク)
	300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する斜面地建築物の建築	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ケ)		300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する斜面地建築物の建築	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ケ)

改正前					改正後				
			風致地区内のすべての地域、風致地区外の第一種低層住居専用地域、商業系地域及び工業系地域を除くすべての地域	(コ)				風致地区内のすべての地域、風致地区外の第一種低層住居専用地域、商業系地域及び工業系地域を除くすべての地域	(コ)
4	300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する区画の分割	すべて	すべての地域	(サ)	4	300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する区画の分割	すべて	すべての地域	(サ)
5	葬祭場の建築	すべて	すべての地域	(シ)	5	葬祭場の建築	すべて	すべての地域	(シ)
6	ワンルーム建築物の建築	すべて	すべての地域	(ス)	6	ワンルーム建築物の建築	すべて	すべての地域	(ス)
7	前各項以外の開発行為又は建築	すべて	すべての地域	(セ)	7	前各項以外の開発行為又は建築	すべて	すべての地域	(セ)

備考

- 1 この表の関係条項欄の(ア)から(セ)は、それぞれ次の規定を表すものとする。
- (ア) 第30条、第43条、第3章第3節、第67条の2を除く、すべての規定
- (イ) 第30条、第44条、第3章第3節、第67条の2を除く、すべての規定
- (ウ) 第30条、第43条第2項から第4項まで、第44条、第3章第3節、第67条の2を除く、すべての規定
- (エ) 第3章第2節及び第3節を除く、すべての規定
- (オ) 第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第11条の2から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条から第37条まで、第39条、第40条、第48条、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1から別表第4まで及び別表第8から別表第10までの規

備考

- 1 この表の関係条項欄の(ア)から(セ)は、それぞれ次の規定を表すものとする。
- (ア) 第30条、第43条、第3章第3節、第67条の2を除く、すべての規定
- (イ) 第30条、第44条、第3章第3節、第67条の2を除く、すべての規定
- (ウ) 第30条、第43条第2項から第4項まで、第44条、第3章第3節、第67条の2を除く、すべての規定
- (エ) 第3章第2節及び第3節を除く、すべての規定
- (オ) 第1条から第3条まで、第5条から第8条まで、第11条の2から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条から第37条まで、第39条、第40条、第48条、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1から別表第4まで及び別表第8から別表第10までの規

改正前	改正後
<p>定</p> <p>(カ) 第4条の2、第30条、第31条の2、第3章第2節及び第3節、第67条の2を除く、すべての規定</p> <p>(キ) 第1条から第4条まで、第5条から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条、第32条から第40条まで、第42条、第49条、第51条の2、第56条、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2、別表第4及び別表第8から別表第11までの規定</p> <p>(ク) 第1条から第7条まで、第10条、第11条の2から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条、第37条、第39条、第40条、第44条、第62条、第65条、第66条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2及び別表第4から別表第7までの規定</p> <p>(ケ) 第1条から第7条まで、第10条、第11条の2から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条、第37条、第39条、第40条、第43条、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2及び別表第4から別表第7までの規定</p> <p>(コ) 第1条から第7条まで、第10条、第11条の2から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条、第37条、第39条、第40条、第43条第1項、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2及び別表第4から別表第7までの規定</p> <p>(サ) 第1条から第7条まで、第11条の2から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条から第31条まで、第37条、第39条、第40条、第62条、第64条から第67条まで並びに第6章及び第7章並びに別表第1から別表第4までの規定</p> <p>(シ) 第1条から第4条まで、第5条から第7条まで、第12条から第26条まで、第29条、第32条、第37条、第39条、第40条、第44条第1項、第45条、第62条から第67条まで並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2、別表第8及び別表第9の規定</p>	<p>定</p> <p>(カ) 第4条の2、第30条、第31条の2、第3章第2節及び第3節、第67条の2を除く、すべての規定</p> <p>(キ) 第1条から第4条まで、第5条から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条、第32条から第40条まで、第42条、第49条、第51条の2、第56条、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2、別表第4及び別表第8から別表第11までの規定</p> <p>(ク) 第1条から第7条まで、第10条、第11条の2から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条、第37条、第39条、第40条、第44条、第62条、第65条、第66条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2及び別表第4から別表第7までの規定</p> <p>(ケ) 第1条から第7条まで、第10条、第11条の2から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条、第37条、第39条、第40条、第43条、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2及び別表第4から別表第7までの規定</p> <p>(コ) 第1条から第7条まで、第10条、第11条の2から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条、第31条、第37条、第39条、第40条、第43条第1項、第62条、第65条並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2及び別表第4から別表第7までの規定</p> <p>(サ) 第1条から第7条まで、第11条の2から第14条まで、第24条から第26条まで、第29条から第31条まで、第37条、第39条、第40条、第62条、第64条から第67条まで並びに第6章及び第7章並びに別表第1から別表第4までの規定</p> <p>(シ) 第1条から第4条まで、第5条から第7条まで、第12条から第26条まで、第29条、第32条、第37条、第39条、第40条、第44条第1項、第45条、第62条から第67条まで並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2、別表第8及び別表第9の規定</p>

改正前	改正後
<p>(ス) 第1条から第4条まで、第5条から第7条まで、第10条、第11条の2から第26条まで、第29条、第35条、第37条、第39条から第41条まで、第44条第1項、第45条の2、第62条から第67条まで並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2及び別表第10の規定</p> <p>(セ) 第1条から第4条の2まで及び別表第1の規定</p> <p>2 この表において、工業系地域とは、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p> <p>3 この表を適用する場合の行為欄における土地の面積は、当該事業区域の面積から建築基準法第42条第2項に規定する道路に関する面積を除外した面積とする。</p> <p>4 地域欄の区分1及び区分2については、別表第2に掲げる地域区分による。</p> <p>5 事業区域が、地域欄に掲げる地域の2以上にわたるときは、当該事業区域のうち最大となる部分の土地が属する地域において当該開発事業がされるものとみなす。</p>	<p>(ス) 第1条から第4条まで、第5条から第7条まで、第10条、第11条の2から第26条まで、第29条、第35条、第37条、第39条から第41条まで、第44条第1項、第45条の2、<u>第51条</u>、第62条から第67条まで並びに第6章及び第7章並びに別表第1、別表第2及び別表第10の規定</p> <p>(セ) 第1条から第4条の2まで及び別表第1の規定</p> <p>2 この表において、工業系地域とは、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p> <p>3 この表を適用する場合の行為欄における土地の面積は、当該事業区域の面積から建築基準法第42条第2項に規定する道路に関する面積を除外した面積とする。</p> <p>4 地域欄の区分1及び区分2については、別表第2に掲げる地域区分による。</p> <p>5 事業区域が、地域欄に掲げる地域の2以上にわたるときは、当該事業区域のうち最大となる部分の土地が属する地域において当該開発事業がされるものとみなす。</p>